

第3節 自動車損害賠償責任保険制度の見直し（資料4-3-1参照）

自動車損害賠償責任保険は、制度の創設以来、交通事故被害者の救済に大きな役割を果たしてきたところであるが、交通事故による被害の態様の変化等、自賠責保険を取り巻く状況の変化に応じた制度のあり方について、自動車損害賠償責任保険審議会（金融監督庁長官及び大蔵大臣の諮問機関（当時））において検討が行われ、平成12年6月に答申がなされた。この答申を踏まえ、国土交通省及び金融庁を中心に関係省庁間で自賠責保険制度の改正に向けて検討を進め、平成13年3月、自動車損害賠償責任保険法等改正法案を国会に提出した。

I 法改正の概要

1. 政府再保険の廃止

- (1) 現在、自賠責保険では、保険会社は保険料のうち6割を政府再保険に付しているが、この政府再保険を廃止する。
- (2) 自賠責再保険特別会計（保険勘定）にある累積運用益（約2兆円）について、2分の1強をユーザーに還元（損保会社等への交付金＝保険料引下げ）、2分の1弱を被害者救済対策事業の実施に充てる。

2. 保険金支払の適正化

- (1) 保険金の支払に係る紛争の公正かつ適確な解決による被害者の保護を図ることを目的に、保険金の支払に関する紛争処理機関を指定する。
- (2) 主務大臣（内閣総理大臣及び国土交通大臣）は、紛争処理機関の業務の公正かつ適確な実施を確保する観点から、紛争処理機関の役員等の選任、業務規程の認可等、紛争処理機関に対して適切に監督を行うこととする。
- (3) 現在、保険金支払に関して行っている全件チェックを廃止するものの、死亡及び重度後遺障害等の重要事案については、引き続き保険会社から届け出を受けることとする。

II 法改正以外の主な措置内容

1. 自動車保険料率算定会には、死亡・後遺障害事案で特に慎重かつ客観的な判断を必要とする事案について審査を行うため、「審査会」及び「再審査会」（第三者のみで構成）が設置されているが、この審査対象事案の拡大、異議申立てルート等の拡大等の改善策を実施。（平成12年12月以降順次実施）
2. （財）交通事故紛争処理センターについては、現在、（損害保険会社の運用益を活用することで）全国8都市において交通事故に係る無料法律相談等を実施しているが、平成13年度には名古屋支部を拡充するとともに、大宮・金沢支所を新設する。